

(写)

交野市議會議長

新 雅 人 様

(仮称)『交野市産業振興基本条例』の制定を求める請願

紹介議員

竹下 直樹



黒田 実



友井 健二



中上 さち子



前波 豊子



請願の趣旨

日本経済は、所謂『リーマンショック』以降の「百年に一度」とも評されるほどの大不況から脱却できていない。今年11月に市制施行40周年を迎えた交野市の地域経済においても依然として好転の兆しは見えない。かかる地域経済の状況下ではあるものの、平成22年3月には、市内を縦断する第二京阪道路が開通し、交野市の交通と流通の利便性は著しく向上した。現在、その沿道の整備による「まちづくり」にも、市内の地域経済の活性化が期待されているところである。

地域における、ものづくり、商品、サービスや情報の提供といった経済活動は、住民生活の利便性につながっており、かかる経済活動の活発化は、住民の福祉の向上に資するものと云える。また、市内における工業、商業、農業や観光事業等の地域産業の各産業の活性化・健全な発展による地域経済の好転は、交野市の財政状態への好材料としても期待できる。かかる意味においても、市内の産業振興への交野市の役割は重く、市民に対して、その基本姿勢を明確に示すとともに、市内の中小企業及び小規模事業者に対する積極的な支援策が期待されているところである。

よって、(仮称)『交野市産業振興基本条例』の制定を求め、それを寄貢とする更なる実質的な産業振興の具体策が検討されることを期待し、地方自治法第124条の規定により、この請願を行うものである。

請願の理由

この請願によって制定を求める産業振興基本条例と同様の趣旨の条例制定の動向として、近年、大阪府をはじめ、枚方市や大東市などの近隣市においても同様の趣旨の基本条例が次々と制定されており、全国的にも、地方公共団体が、その地域における産業振興の基本方針を定め、もって地域経済の発展を支援するという気運の高まりが見られる。

市内における産業振興施策は、官民協働による個別の事業や活動が積み重なって推進されているのが現状である。この際、民意を反映した正式な法形式である条例をもって、交野市としての産業振興への基本方針と政策目標の設定を明確にすることによって、市内の中小企業及び小規模事業者はもちろんのこと、市民も、安心して継続した市の産業振興策が期待でき得るものである。また、産業振興に関する基本条例の制定は、中小企業基本法(昭和三八年法律第百五十四号)の第6条で規定される地方公共団体の責務にも適うことである。

以上

提出年月日 平成23年12月12日

請願者 住所 交野市私部一丁目1番2号

氏名 交野市工業会

会長 安養寺 敏彦



同 住所 交野市私部一丁目1番2号

氏名 交野市商業連合会

会長 芦田 勇人



同 住所 交野市私部四丁目13番6号

氏名 交野市料飲宿組合

組合長 梶 利弘

